

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
○令和8管理年度における知事管理漁獲 可能量の定め（まさば及びごまさば太 平洋系群）	（漁業管理課） 1
○遊漁規則の一部変更の認可	（ 〃 ） 1

告 示

高知県告示第427号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めた。

令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

まさば及びごまさば太平洋系群
現行水準

高知県告示第428号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和8年6月25日に次のとおり認可した。

令和8年6月30日

高知県知事 濱田 省司

1 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10
- (2) 漁業権の免許番号
内共第507号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第1項の表中

やな漁 建網 投げ網	第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区域内において禁止する。
------------------	--

を

やな漁 建網 投げ網	第五種共同漁業権内共第507号に係る漁場の区域のうち安芸川及び伊尾木川の区域内において禁止する。
籠づけ（もく ずがにを採捕 するものに 限る。）	3個以内とし、籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。

に改め、同条第2項の表中

安芸川及び伊尾木川の区域	8月1日から 11月30日まで
	8月1日から 10月15日まで

を

安芸川及び伊尾木川の区域。ただし、安芸川中安芸橋下流端から下流の区域及び伊尾木川中伊尾木橋下流端から下流の区域を除く。	8月1日から 10月31日まで
	8月1日から 10月15日まで

に改め、同条第3項の表中

	よこ掛け	安芸川の同川と安芸川支流江川川との合流点から下流の区域及び伊尾木川の発電用放水口から下流の区域	8月1日から10月15日まで
--	------	---	----------------

を

	よこ掛け	安芸川の同川と安芸川支流江川川との合流点から下流の区域及び伊尾木川の発電用放水口から下流の区域	8月1日から10月15日まで
あゆ うなぎ こい あまご もくずがに	全ての漁具漁法	伊尾木川中有井堰下流端から下流20メートルに設置されている漁場標識までの区域	1月1日から12月31日まで

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和9年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和9年1月1日

2 いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業者の名称及び住所

いの町本川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81番地4

(2) 漁業権の免許番号

内共第511号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第1項の表中

徒手採捕 友釣り ぎじ釣り

を

徒手採捕 友釣り ぎじ釣り えさ釣り しゃびき

に改める。

第5条第1項の表中

あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り	2,000円	5,000円
----	---------------------	--------	--------

を

あゆ	徒手採捕 友釣り ぎじ釣り えさ釣り しゃびき	2,000円	5,000円
----	-------------------------------------	--------	--------

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年7月1日

3 新莊川漁業協同組合 内共第514号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

新莊川漁業協同組合 須崎市西町一丁目14番地2

(2) 漁業権の免許番号

内共第514号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中

	と網 なげ網		7月1日から10月15日までの午前5時から午後6時30分（10月15日にあつては、午後5時30分）まで
	大正網 引掛け 玉掛け	新莊川の須崎市上分の落合橋下流端から上流の区域	

を

	と網 なげ網	第五種共同漁業権内共第514号に係る漁場の全区域。ただし、葉山大橋下流端から笹野ぜき上流端まで、古川ぜき下流端から平野ぜき上流端まで及び長トロぜき下流の	7月1日から10月15日までの午前5時から午後6時30分（10月15日
--	-----------	--	-------------------------------------

		漁場標識から馬洗下流の漁場標識までの区域を除く。	にあつては、午後5時30分)まで
	大正網 引掛け 玉掛け	新莊川の須崎市上分の落合橋下流端から上流の区域。ただし、葉山大橋下流端から笹野ぜき上流端まで及び古川ぜき下流端から平野ぜき上流端までの区域を除く。	

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年7月1日